高圧ガス製造届（冷凍則）について

１　第二種製造者は事業開始する２０日前までに高圧ガス製造届を提出する必要があります。

　　次に掲げる者は，事業所ごとに，製造開始の20日前までに，その旨を都道府県知事へ届け出なければなりません。

1日の冷凍能力が，20トン以上50トン未満（フルオロカーボン(不活性のものに限る。）），5トン以上50トン未満（フルオロカーボン（不活性のものを除く。）及びアンモニア）及び3トン以上20トン未満（フルオロカーボン又はアンモニアを除く）の設備で高圧ガスの製造をする場合

２　手続きに必要な書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書類 | 部数 | 備考 |
| 高圧ガス製造事業届 | １部 | 控えが必要な時は、副本とともに２部提出すること。 |
| 製造施設明細書 | １部 | 1. 製造の目的
2. 処理設備の種類
3. 一日の冷凍能力
4. 圧縮機の性能
5. 法第８条第１号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第２号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項
 |
| その他必要に応じて右記の書類を添付 | 各１部 | 1. 事業所全体平面図
2. 製造工程の概要を説明した書面及び図面
3. フローシート又は配管図
4. 高圧ガス製造施設配置図
5. 機器等一覧表
6. 冷凍能力計算書
7. 耐震設計構造物に係る計算書
8. 高圧ガス設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面
9. その他法第8条第1号及び第2号の技術上の基準の確認に必要な書面又は図面
 |
| ※移設、転用、再使用又はこれらの併用にかかる高圧ガス設備にあっては、当該高圧ガス設備の使用の経歴及び保管状態の記録 |

３　手数料

　　不要

４　申請の方法

届出に必要な書類を、次の申請先に郵送し、又は持参してください。

|  |
| --- |
| 鳥取県危機管理局消防防災課〒６８０－８５７０　鳥取市東町一丁目２７１番地　電話　０８５７－２６－７０６３ |

様式第２（第４条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 高圧ガス製造届書 | 冷凍 | ×整理番号 |  |
| ×受理年月日 | 年 月 日 |
| 名称（事業所の名称を含む。） | 　 |
| 事務所（本社）所在地 | 〒　 |
| 事業所所在地 | 〒　 |
| 製造をする高圧ガスの種類 | 　 |

 　 　 年 　月　 日

 代表者 氏名

 鳥取県知事　様

備考 １ この用紙の大きさは、日本産業規格A４とすること。

 ２ ×印の項は記載しないこと。